保発 0904 第 4 号 令和 5 年 9 月 4 日

都道府県知事 市町村長 特別区長 地方厚生(支)局長 地方厚生(支)局長 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 全国健康保険協会理事長 健康保険組合理事長 国民健康保険中央会理事長

> 厚 生 労 働 省 保 険 局 長 ( 公 印 省 略 )

健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針等の一部を改正する告示 について(通知)

健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針等の一部を改正する告示(令和5年 厚生労働省告示第258号)(別添)が令和5年8月31日に告示され、同年9月1日から適用 されたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に当たっては、これらに留意の上、遺漏ないよう取り扱われたい。

記

### 第1 改正の趣旨

健康保険法(大正11年法律第70号)第150条第8項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条第11項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第125条第6項の規定に基づき、厚生労働大臣は、保険者等が行う被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表を行うものとされている。

また、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、予防・健康管理の推進に関する仕組みづくりとして、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく被保険者等の健康保持増進のための事業計画として『データへルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する」とされたことを踏まえ、保険者等がデータへルス計画の策定、実施及び評価を行うよう平成26年4月に健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第308号)等を一部改正し、平成27年度から第1期のデータへルス計画を開始し、令和6年度からは、第3期のデータへルス計画に則った事業の実施を保険者等に求めているところである。

今後、保険者等において、第3期データヘルス計画の策定が行われるところ、それに先

立って、健康・医療情報の分析に基づく効率的かつ効果的な保健事業がPDCAサイクルに沿って実施されるよう、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針等の一部を改正するもの。

### 第2 改正の内容

- 1 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正
  - ① 社会情勢の変化等に対応した保健事業について
    - 保険者による新たな保健事業の計画・立案の契機となるよう、先進的な取組例に ついて記載する。
  - ② 複数保険者によるデータヘルス計画の共同策定、実施及び評価について
    - 現行、保険者ごとにデータヘルス計画の策定、実施及び評価を行っているところ、 効率的かつ効果的にこれらを実施する観点から、複数保険者によるデータヘルス計 画の共同策定、実施及び評価を可能とする。
  - ③ 共通評価指標の設定について
    - データヘルス計画に基づく事業の評価を適切に行う観点から、健康保険組合間で の実績の比較等を可能にする共通評価指標を明記する。
  - ④ 事業運営上の留意事項について
    - 委託事業者を活用した保健事業の活用手法(共同事業・PFS事業)について記載する。
  - ⑤ 健康情報の継続的な管理について
    - 退職等により保険者が変更となる加入者に対し、変更後の保険者の保健事業を周知するよう努めることを明記する。
    - 事業継続性の担保を図る観点から、オンラインでの事業実施やリモート環境での 事業管理に加え、その際のデータの整備やルールづくりの重要性を記載する。
  - ⑥ その他
    - ①~⑤のほか、所要の規定の整備を行う。
- 2 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成 16 年厚生労働省告示 第 307 号)の一部改正
  - ① 1①・③・④に準じた改正を行う。
  - ② ①のほか、所要の規定の整備を行う。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針 (令和2年厚生労働省告示第112号)の一部改正
  - 1①・③に準じた改正を行う。
  - ② ①のほか、所要の規定の整備を行う。

### 第3 適用期日

令和5年9月1日

第

改

正

後

改

正

# ○厚生労働省告示第二百五十八号

改正する告示を次のように定めたので、これらの規定に基づき公表する。 第百二十五条第六項の規定に基づき、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針等の一部を 百九十二号)第八十二条第十一項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号) 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百五十条第八項、国民健康保険法(昭和三十三年法律第 令和五年八月三十一日 厚生労働大臣

、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正)健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針等の一部を改正する告示

部を次の表のように改正する。 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(平成十六年厚生労働省告示第三百八号

(傍線部分は改正部分)

防をさらに推進するため、健康増進法(平 日に公布されたところである。 進事業実施者に対する健康診査の実施等 月一日に施行され、同法に基づく健康増 成十四年法律第百三号)が平成十五年五 を中核とする国民の健康づくりや疾病予 月三十一日厚生省発健医第百十五号等) 施指針」という。)が平成十六年六月十四 示第二百四十二号。以下「健康診査等実 に関する指針(平成十六年厚生労働省告 .動(健康日本二十一)」(平成十二年三 本指針策定の背景と目的 「二十一世紀における国民健康づくり 第 日に公布されたところである。 施指針」という。)が平成十六年六月十四示第二百四十二号。 以下「健康診査等実 に関する指針(平成十六年厚生労働省告 進事業実施者に対する健康診査の実施等 月一日に施行され、同法に基づく健康増 成十四年法律第百三号)が平成十五年五 防をさらに推進するため、健康増進法(平 を中核とする国民の健康づくりや疾病予 動(健康日本二十一)」(平成十二年三) 本指針策定の背景と目的 三十一日厚生省発健医第百十五号等) 「二十一世紀における国民健康づくり

成十九年厚生労働省令第百五十七号)がび特定保健指導の実施に関する基準(平 けられることとなった。 という。)の実施が、保険者に対し義務付 う。)及び保健指導(以下「特定保健指導 ことを目的として、メタボリックシンド 脂質異常症等の発症や重症化を予防する 活習慣病のうち特に糖尿病、高血圧症、 百五十号)等の関連告示が適用され、 的な指針(平成二十年厚生労働省告示第 の適切かつ有効な実施を図るための基本 に基づく特定健康診査及び特定保健指導 指針の一部が改正されるとともに、同法 施行されたことに伴い、健康診査等実施 七年法律第八十号)及び特定健康診査及 者の医療の確保に関する法律(昭和五十 健康診査(以下「特定健康診査」とい ームに着目した生活習慣病予防のため また、平成二十年四月一日には、

的な指針(平成二十年厚生労働省告示第

の適切かつ有効な実施を図るための基本 に基づく特定健康診査及び特定保健指導 指針の一部が改正されるとともに、同法 施行されたことに伴い、健康診査等実施

百五十号)等の関連告示が適用され、生

活習慣病のうち特に糖尿病、高血圧症、

令和 **5** 年 **8** 月 **3** 1 日

けられることとなった。

という。)の実施が、保険者に対し義務付 う。) 及び保健指導(以下「特定保健指導」 の健康診査(以下「特定健康診査」とい ロームに着目した生活習慣病予防のため ことを目的として、メタボリックシンド 脂質異常症等の発症や重症化を予防する 木曜日

成十九年厚生労働省令第百五十七号)がび特定保健指導の実施に関する基準(平

七年法律第八十号)及び特定健康診査及 者の医療の確保に関する法律(昭和五十

また、平成二十年四月一日には、

高齢

とされている より実効性をもつ取組の推進を図ること 七号。以下「基本方針」という。)により、 な方針(令和五年厚生労働省告示第二百 増進の総合的な推進を図るための基本的 れたが、令和六年度からは国民の健康の や疾病予防の更なる推進を図ることとさ 告示第四百三十号)により、健康づくり 基本的な方針(平成二十四年厚生労働省 一人取り残さない健康づくりの展開と

及びその被扶養者(以下「加入者」とい 健康管理及び疾病の予防に係る被保険者 こととされた。 事業を行うように努めなければならない 加入者の健康の保持増進のために必要な う。)の自助努力についての支援その他の 健康教育、健康相談及び健康診査並びに の保険者(以下「保険者」という。)は、 協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険 第百五十条の改正により、 る健康保険法(大正十一年法律第七十号) 律(平成二十七年法律第三十一号)によ の国民健康保険法等の一部を改正する法 持続可能な医療保険制度を構築するため 加えて、平成二十八年四月一日には、 全国健康保险

図るため、 関して、その効果的かつ効率的な実施を 他の加入者の健康の保持増進のために必 診査等実施指針と調和を保ちつつ、 る加入者の自助努力についての支援その 診査並びに健康管理及び疾病の予防に係 に規定する健康教育、健康相談及び健康 査及び特定保健指導のほか、同条第一項 者が加入者を対象として行う特定健康診 本指針は、同条第八項に基づき、 以 下 基本的な考え方を示すもの 「保健事業」という。)に 健康

> なる推進を図ることとされた。 が適用され、 十四年厚生労働省告示第四百三十号。以 世紀における第二次国民健康づくり運 さらに、平成二十五年度からは「二十 「健康日本二十一(第二次)」という。) (健康日本二十一 (第二次))」(平成二 健康づくりや疾病予防の更

健康の増進の総合的な推進を図るための

さらに、平成二十五年度からは国民の

事業を行うように努めなければならない 加入者の健康の保持増進のために必要な う。)の自助努力についての支援その他の 及びその被扶養者(以下「加入者」とい 健康管理及び疾病の予防に係る被保険者 の保険者(以下「保険者」という。)は、 協会管掌健康保険及び組合管掌健康保険 第百五十条の改正により、全国健康保険 の国民健康保険法等の一部を改正する法 持続可能な医療保険制度を構築するため 健康教育、健康相談及び健康診査並びに る健康保険法(大正十一年法律第七十号) こととされた。 加えて、平成二十八年四月一日には、 (平成二十七年法律第三十一号) によ

図るため、 関して、その効果的かつ効率的な実施を 他の加入者の健康の保持増進のために必 診査並びに健康管理及び疾病の予防に係 る加入者の自助努力についての支援その 査及び特定保健指導のほか、同条第一項 者が加入者を対象として行う特定健康診 診査等実施指針と調和を保ちつつ、保険 に規定する健康教育、健康相談及び健康 本指針は、同条第六項に基づき、 (以下「保健事業」 基本的な考え方を示すもので という。)に

うための基盤の整備が進んでいる。健康課題の分析、保健事業の評価等を行

や医療に関する情報を活用して加入者の

二 我が国では、生活環境の変化や高齢化の進展に伴って、疾病に占める生活習慣病の割合が増えてきており、がん、循環病が死因の約六割を占めている。また、底療費に占める割合についてもがん、循環器疾患、糖尿病、COPD等の生活習慣環務疾患、糖尿病、COPD等の生活習慣環務疾患、糖尿病、COPD等の生活習慣病が三割を占めている。

しかしながら、生活習慣病は、多くのとない。大きには、身体活動等の日常の生活習慣を見直すことによってその発症や進習慣を見直すことによってその発症や進習慣を見直すことによってその発症や進いことから、本人が自らの生活習慣の問題点を発見し、意識して、その特徴に応じて、生活習慣の改善に継続的に取り組み、それを保険者等が支援していくことか、それを保険者等が支援していくことが必要である。

このような生活習慣の改善に向けた取る電子化の進展等により、保険者が健康の電子化の進展等により、保険者が健康を変するものである。 こうした中で、近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書及び調剤報酬明細書及び調剤報酬明細書及び調剤報酬明細書及び調剤報酬明細書のである。

また、平成二十七年には、健康寿命のまた、平成二十七年には、健康寿命のを目的として、民間主導の活動体であるを目的として、民間主導の活動体である日本健康会議が発足し、自治体、企業、保険者等における先進的な取組を横展開けるため、令和二年には、コミュニティーの話びつき、一人一人の健康管理、デジーの話びつき、一人一人の健康管理、デジーの話びつき、一人一人の健康管理、デジーの話びつき、一人一人の健康管理、デジーの話びつき、一人一人の健康管理、デジーを関する。

一 我が国では、生活環境の変化や高齢化の進展に伴って、疾病に占める生活習慣病の割合が増えてきており、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD (慢性閉塞性肺疾患をいう。以下同じ。)等の生活習慣療務疾患、糖尿病、COPD等の生活習慣環器疾患、糖尿病、COPD等の生活習慣環路疾患、糖尿病、COPD等の生活習慣病が三割を占めている。

場合、食生活、身体活動等の日常の生活習慣を見直すことによってその発症や進れている。一方で、本人に明確な自覚症れている。一方で、本人に明確な自覚症いことから、本人が自らの生活習慣の問題点を発見し、意識して、その特徴に応じて、生活習慣の改善に継続的に取り組む、それを保険者等が支援していくことが必要である。

このような生活習慣の改善に向けた取組は、個々の加入者の生涯にわたる生活で向上に大きく影響し、ひいては、医療で向上に大きく影響し、ひいては、医療でも診療報酬明細書及び調剤報酬明細書(以下「診療報酬明細書及び調剤報酬明細書(以下「診療報酬明細書及び調剤報酬明細書という。)の電子化の進展等により、保険者が健康の電子化の進展等により、保険者が健康の方析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。

二〇二〇」が採択されたところである。を目的として、民間主導の活動体であるを目的として、民間主導の活動体であるを目かとして、民間主導の活動体であるのが発足し、自治体、企業、日本健康会議が発足し、自治体、企業、日本健康会議が発足し、自治体、企業、日本健康会議が発足し、自治体、企業、日本健康会議が発足し、自治体、企業、日本健康会議が発足し、自治体、企業の適正化を図ることを関する。

### 四・五 (略)

### 第二 (略)

第三 保健事業の内容

保険者は、第二の保健事業の基本的な考え方を踏まえ、本項に示す保健事業を実施するよう努めること。また、加入者が参加しやすいような環境づくりに努め、特に参しやすいような環境づくりに努め、特に参を呼びかけたり、加入者の参加率を高めるを呼びかけたり、加入者の参加率を高めるを呼びかけたり、加入者の参加率を高めるを呼びかけたり、加入者の参加率を高める方と。

しかしながら、生活習慣病は、多くの

なお、本指針は、今後重点的に実施すべなお、本指針は、今後重点的に実施すべい保健事業を展開することを期待するものい保健事業を示すものであり、以下の項目き保健事業を示すものであり、以下の項目を保健事業を示すものであり、以下の項目

### 一(略)

## 健康診査後の通知

1 健康診査を行った場合には、速やかに、治療を要する者及び要指導者の把に、治療を要する者及び要指導者の把握及び評価を行うこと。また、保険者以外の者が健康診査を行う場合で険者以外の者が健康診査を行うため、結め、事後の指導を有効に行うため、結め、事後の指導を有効に行うため、結め、事後の指導を有効に行うため、結び、

### 2 (略)

三~七 (略)

、社会情勢の変化等に対応した保健事業 健康課題や加入者属性の分析等を踏ま えて事業を選択することを前提に、先進 的な保険者における取組等を踏まえた次 のような事業の実施に努めること。なお、 保険者単独では対応が不十分となる事業 や中長期的な評価が必要となる事業があ ることに留意すること。

四十歳未満の者を対象とした事業主とに留意すること

健診データを活用した若年層対策

### 7.1 (各) 四·五 (略)

### <del>第</del>二 (略)

第三 保健事業の内容

保険者は、第二の保健事業の基本的な考を行うこと。

であること。

であること。

であること。

のは、本指針は、今後重点的に実施すべなお、本指針は、今後重点的に実施すべるものにあり、以下の項目を保健事業を展開することを期待するものに保健事業を示すものであり、以下の項目を保健事業を示すものであり、以下の項目を保健事業を示すものであり、以下の項目

### (略)

## 健康診査後の通知

要な範囲で、結果の把握に努めること。と、事後の指導を有効に行うため、必と、事後の指導を有効に行うため、必能者以外の者が健康診査を行う場合では、治療を要する者及び要指導者の把に、治療を要する者及び要指導者の把に、治療を要する者及び要指導者の把に、治療を要する者及び要指導者の把に、治療を要する者及び要指導者の把

三~七 (略)

(新設)

差に応じた健康支援 女性特有の健康課題への支援等の性

### メンタルヘルス対策 歯科疾患対策 ロコモティブシンドローム対策

セルフメディケーション事業 重複投薬・多剤投与対策

画)の策定、実施及び評価 保健事業の実施計画(データヘルス計

を策定した上で、 事業の実施計画(以下「実施計画」という。) 効率的な保健事業の実施を図るための保健 ること等を踏まえ、健康・医療情報を活用 を行うための基盤が近年整備されてきてい を行うこと。 してPDCAサイクルに沿った効果的かつ **人者の健康課題の分析、保健事業の評価等** 保険者は、健康・医療情報を活用した加 保健事業の実施及び評価

価に当たっては、次の事項に留意すること。 実施計画の策定、保健事業の実施及び評 実施計画の策定

等、更に詳細な分析を行うよう努めるこ 握し、分析すること。その際、性別、年 機関への受診状況、医療費の状況等を把 を活用し、保険者、事業所、加入者等ご な変化、他の保険者又は事業所との比較 齢階層別、疾病別の分析のほか、経年的 とに、生活習慣の状況、健康状態、医療 康診査の結果、診療報酬明細書等情報等 実施計画の策定に当たっては、特定健

たっては、栄養・食生活、身体活動・運 の設定を含めた事業内容の企画を行うこ むべき健康課題等を明確にして、目標値 り組むべき健康課題、中長期的に取り組 これらの分析結果に基づき、直ちに取 また、具体的な事業内容の検討に当

の策定、実施及び評価

事業の実施計画(以下「実施計画」という。) を行うための基盤が近年整備されてきてい を策定した上で、保健事業の実施及び評価 効率的な保健事業の実施を図るための保健 してPDCAサイクルに沿った効果的かつ ること等を踏まえ、健康・医療情報を活用 を行うこと 入者の健康課題の分析、保健事業の評価等 保険者は、健康・医療情報を活用した加

価に当たっては、次の事項に留意すること。 実施計画の策定、保健事業の実施及び評

等、更に詳細な分析を行うよう努めるこ とに、生活習慣の状況、健康状態、医療 齢階層別、疾病別の分析のほか、経年的 握し、分析すること。その際、性別、 機関への受診状況、医療費の状況等を把 を活用し、保険者、事業所、加入者等ご 康診査の結果、診療報酬明細書等情報等 実施計画の策定に当たっては、特定健 他の保険者又は事業所との比較 年

の設定を含めた事業内容の企画を行うこ むべき健康課題等を明確にして、 り組むべき健康課題、中長期的に取り組

たっては、食生活、身体活動、休養、飲また、具体的な事業内容の検討に当 一十一 (第二次) に示された各分野及 喫煙、 歯・口腔の健康など、健康日

保健事業の実施計画(データヘルス計

実施計画の策定

これらの分析結果に基づき、直ちに取 目標値

本 たっては、食生活、身体活動、

腔の健康など、基本方針に示された各分動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口

休養・睡眠、

測される事業を提供するよう努めるこ それぞれの分類にとって効果が高いと予 え、対象者を健康状態等により分類し、 とともに、特定健康診査の結果等を踏ま 康状態に関する情報の把握を適切に行う 指導の実施率の向上を図り、加入者の健 当たっては、特定健康診査及び特定保健 において単に「事業」という。)の実施に 実施計画に基づく事業の実施 実施計画に基づく事業(以下この第四

を行う際には、医療機関や地域の医療関 係団体との連携を図ること。 特に疾病の重症化の予防等に係る事業

事業の評価 ものであることに留意すること。 的な時間と条件下において検証された と。ただし、既存のエビデンスは限定 実情に合わせた優先順位付けを行うこ 事業効果のエビデンス等を勘案した上 事業内容については、財政上の制約、 加入者の健康状態など各保険者の

の際に用いることが可能な指標として 評価を行うよう努めること。なお、 うこと。また、適切な効果検証をもって、 して、費用対効果の観点も考慮しつつ行 事業の評価は、健康・医療情報を活用 次の共通評価指標があること

の維持についても留意すること。 の際、身体の健康のみならず、心の健康 野及びその考え方を参考にすること。そ

> 身体の健康のみならず、心の健康の維持 びその考え方を参考にすること。その際、

についても留意すること。

配慮しつつ、共同実施及び評価を行うこ 共同策定した各保険者の財政状況等にも あること。その際、データヘルス計画を 策定、実施及び評価を行うことも可能で の保険者によるデータヘルス計画の共同 かつ効果的な場合もあることから、複数 なお、保険者単独で行うよりも効率的

実施計画に基づく事業の実施

供するよう努めること。 状態等により分類し、それぞれの分類に 康診査の結果等を踏まえ、対象者を健康 報の把握を適切に行うとともに、特定健 健康診査及び特定保健指導の実施率の向 とって効果が高いと予測される事業を提 業」という。)の実施に当たっては、特定 上を図り、加入者の健康状態に関する情 実施計画に基づく事業(以下単に「事

係団体との連携を図ること。 を行う際には、医療機関や地域の医療関 特に疾病の重症化の予防等に係る事業

事業の評価

可能な指標としては、生活習慣の状況(食 ル摂取量、喫煙の有無等をいう。)、健康 生活、日常生活における歩数、アルコー うこと。なお、評価の際に用いることが して、費用対効果の観点も考慮しつつ行 があること。 診査等の受診率及びその結果 事業の評価は、健康・医療情報を活用 医療費等

(新設)

1 |

特定健康診査実施率

	_	
		~ て効果やメリットが期待されるよう
		で
資するよう、既存の健康手帳等を活用		尿し
		その際は、複数の健康保険組合が、
ځ		であること。
につい		業を実施する
		ソーシアム(共同事業体)を構成した「技権で発展体験系令が平長者ここ
(動する加入者に対し、		ומ
民健康保険や後期高齢	(全有)司凡)	完幾場、建今幾場等を含めた、 見間のヘルングラ事業者 ま
入者に対し勧奨すること。		ドン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
の保険者に同情報を提供するように加		事
を加入者に提供するとともに、異動生	•	一•二 (略)
者が保存及び管理をしている健康情報	特に次の事項に留意すること。	特に次の事項に留意すること。
者が希望する場合には、異動元の保険	保険者は、保健事業の運営に当たって、	保険者は、保健事業の運営に当たって、
3 保険者を異動する際において、加入	第五 事業運営上の留意事項	第五 事業運営上の留意事項
1 . 2 (略)	四·五 (略)	四·五 (略)
四健康情報の継続的な管理		剤)))
とに留意すること。		複投薬率・多剤投与率(六剤・十五
常の臨床研究と異なり未確立であるこ	(新設)	13 重複投薬・多剤投与の患者割合(重
ることや、費用対効果の評価基準は通		
健康維持・		肺がん、大腸がん、乳がん又は子宮頸
	(新設)	7,74
ことが期待される。		血圧症、糖尿病又は脂質異常症)
一つ効率的な保健事業の実施につながる	(新設)	11 疾患群の病態コントロール割合(高
の費用対効果がより高まり、効果的か	(新設)	受診勧奨対
J.	A STATE OF THE STA	(高血圧症、糖尿病又は脂質異
と。成果指標の改善状況に連動するリ	(新設)	
事業を実施することも可能であるこ	(新役)	8   門筒解肖率
(以下「PFS」という。)による保健	会社門門人	象
式(Pay For Success)	(新党)	7 寺官尽建旨等こよる寺官民建旨等付 特気化優打導文意書書合
に連動する成果連動型民間委託契約方	(所受)	
支払う額等が当該成果指標の改善状況	(新設)	5   メタボリックシンドローム該当者割
た成果指標が設定され、民間事業者に	(新設)	後発医薬品使用割合
により解決を目指す健康課題に対応し		動、食事、飲酒又は睡眠)
実施させる保健事業のうち、その事業	(新設)	3 生活習慣リスク保有者率(喫煙、運
4 保険者が民間事業者に委託等をして	(新設)	2 特定保健指導実施率
	1   1   2   2   3   1   2   2   2   2   2   2   2   2   2	大阪果指標の改善状況に連動する版果指標の改善状況に連動する場合には、風鬼指標の改善状況に連動する場合には、風鬼指標の改善状況に連動する場合には、風鬼指標の改善状況に連動する場合には、異面との保険者に同情報を提供するととも可能である。とが期待される。とに留意することや、費用対効果がより高まり、対力率的な保健事業の実施につう際には、健康維持・増進が設定され、民間重定との保険者に同情報を提供するとと、とに留意すること。とに留意すること。とに留意すること。とに留意する場合には、異動する際において、国民健康保険や後期高齢者医療制度に異動する際において、国民健康保険や後期高齢者医療制度に異動する加入者に対している健康保険や後期高齢者医療制度に異動する加入者に対しているとしている関連を行うような事業について周知を行うような事業について周知を行うような事業について周知を行うような事業について周知を行うような事業について周知を行うような事業について周知を行うような事業について周知を行うような事業について周知を行うような事業に対した。

推進するため、 指針 (平成十六年厚生労働省告示第二百 施者に対する健康診査の実施等に関する 施行され、同法に基づく健康増進事業実 法律第百三号)が平成十五年五月一日に推進するため、健康増進法(平成十四年 国民の健康づくりや疾病予防をさらに 本指針策定の背景と目的 正 後 第 推進するため、 指針(平成十六年厚生労働省告示第二百 施者に対する健康診査の実施等に関する 施行され、同法に基づく健康増進事業実 法律第百三号)が平成十五年五月一日に 国民の健康づくりや疾病予防をさらに 本指針策定の背景と目的 改 健康増進法(平成十四年 正 (傍線部分は改正部分) 前

第

改

という。)が平成十六年六月十四日に公布 されたところである。 四十二号。以下「健康診査等実施指針」

の適切かつ有効な実施を図るための基本 ることとなった。 下「組合」という。)に対し義務付けられ む。以下同じ。)及び国民健康保険組合(以 という。)の実施が、市町村(特別区を含 う。)及び保健指導(以下「特定保健指導」 の健康診査(以下 ロームに着目した生活習慣病予防のため ことを目的として、メタボリックシンド 脂質異常症等の発症や重症化を予防する 活習慣病のうち特に糖尿病、高血圧症、 百五十号)等の関連告示が適用され、生 的な指針(平成二十年厚生労働省告示第 に基づく特定健康診査及び特定保健指導 指針の一部が改正されるとともに、同法 施行されたことに伴い、健康診査等実施 成十九年厚生労働省令第百五十七号)が び特定保健指導の実施に関する基準(平 七年法律第八十号)及び特定健康診査及 者の医療の確保に関する法律(昭和五十 また、平成二十年四月一日には、高齢 「特定健康診査」とい

とされている。 誰一人取り残さない健康づくりの展開と な方針(令和五年厚生労働省告示第二百 増進の総合的な推進を図るための基本的 れたが、令和六年度からは国民の健康の や疾病予防の更なる推進を図ることとさ 告示第四百三十号)により、健康づくり 基本的な方針(平成二十四年厚生労働省 健康の増進の総合的な推進を図るための より実効性をもつ取組の推進を図ること 七号。以下「基本方針」という。)により、 さらに、平成二十五年度からは国民の

百

村及び組合は、 という。)第八十二条の改正により、市町 十三年法律第百九十二号。 という。)による国民健康保険法(昭和三 康保険法等の一部を改正する法律(平成 な医療保険制度を構築するための国民健 二十七年法律第三十一号。以下「改正法 平成二十八年四月一日には、持続可能 特定健康診査及び特定保 以下 国保法

> という。)が平成十六年六月十四日に公布 四十二号。以下「健康診査等実施指針」 されたところである。

百五十号)等の関連告示が適用され、生的な指針(平成二十年厚生労働省告示第 指針の一部が改正されるとともに、同法 施行されたことに伴い、健康診査等実施 下「組合」という。)に対し義務付けられむ。以下同じ。)及び国民健康保険組合(以 という。)の実施が、市町村(特別区を含 う。)及び保健指導(以下「特定保健指導」 の健康診査(以下 ロームに着目した生活習慣病予防のため ことを目的として、メタボリックシンド 脂質異常症等の発症や重症化を予防する の適切かつ有効な実施を図るための基本 に基づく特定健康診査及び特定保健指導 成十九年厚生労働省令第百五十七号)が び特定保健指導の実施に関する基準(平 ることとなった。 活習慣病のうち特に糖尿病、高血圧症、 七年法律第八十号)及び特定健康診査及 者の医療の確保に関する法律(昭和五十 また、平成二十年四月一日には、高齢 「特定健康診査」とい

告示第四百三十号)が適用され、 基本的な方針 (平成二十四年厚生労働省 くりや疾病予防の更なる推進を図ること 健康の増進の総合的な推進を図るための さらに、平成二十五年度からは国民の

村及び組合は、 という。)第八十二条の改正により、市町 という。)による国民健康保険法(昭和三 康保険法等の一部を改正する法律(平成 十三年法律第百九十二号。以下「国保法」 な医療保険制度を構築するための国民健 一十七年法律第三十一号。以下「改正法」 平成二十八年四月一日には、持続可能 特定健康診査及び特定保

いう。)を行うように努めなければならな 援その他の被保険者の健康の保持増進の 健康診査並びに健康管理及び疾病の予防 健指導のほか、健康教育、健康相談及び いこととされた。 ために必要な事業(以下「保健事業」と に係る被保険者の自助努力についての支

健康保険の運営に中心的な役割を担うこ 政運営の責任主体となり、安定的な財政 年度から、都道府県が国民健康保険の財 ととなった 運営や効率的な事業運営の確保等、 また、改正法の施行により、平成三十 国民

るものとするとされた。 域支援事業と一体的に実施するよう努め 齢者医療制度の保健事業と介護保険の地 国保法に基づく保健事業について後期高 保法第八十二条の改正により、市町村は、 る法律(令和元年法律第九号)による国 図るための健康保険法等の一部を改正す 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を を実施するため、令和二年四月一日には、 の多様な課題に対応し、きめ細かな支援 人生百年時代を見据え、高齢者の心身

官

事業に関して必要な支援を行うよう努め なければならないこととされた。 道府県の役割を更に強化する観点から、 また、国民健康保険の運営における都 市町村及び組合が行う保健

的な実施を図るため、 保健事業に関して、その効果的かつ効率 示すものである。 調和を保ちつつ、市町村及び組合が行う の規定に基づき、健康診査等実施指針と 本指針は、 国保法第八十二条第十一項 基本的な考え方を

> いう。)を行うように努めなければならな いこととされた。 ために必要な事業(以下「保健事業」と 援その他の被保険者の健康の保持増進の に係る被保険者の自助努力についての支 健康診査並びに健康管理及び疾病の予防 健指導のほか、健康教育、健康相談及び

健康保険の運営に中心的な役割を担うこ 運営や効率的な事業運営の確保等、国民 政運営の責任主体となり、安定的な財政 年度から、都道府県が国民健康保険の財 また、改正法の施行により、平成三十

齢者医療制度の保健事業と介護保険の地 るものとするとされた。 域支援事業と一体的に実施するよう努め 国民健康保険の保健事業について後期高 保法第八十二条の改正により、市町村は、 る法律(令和元年法律第九号)による国 図るための健康保険法等の一部を改正す 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を を実施するため、令和二年四月一日には、 の多様な課題に対応し、きめ細かな支援 人生百年時代を見据え、高齢者の心身

事業に関して必要な支援を行うよう努め 都道府県は、市町村及び組合が行う保健 道府県の役割を更に強化する観点から、 なければならないこととされた。 また、国民健康保険の運営における都

和を保ちつつ、市町村及び組合が行う保 すものである。 な実施を図るため、 健事業に関して、 規定に基づき、健康診査等実施指針と調 本指針は、国保法第八十二条第五項の その効果的かつ効率的 基本的な考え方を示

### 略

評価等を行うための基盤の整備が進んで の電子化の進展等により、市町村及び組 実施や診療報酬明細書及び調剤報酬明細 被保険者の健康課題の分析、保健事業の 合が健康や医療に関する情報を活用して こうした中で、近年、特定健康診査の (以下「診療報酬明細書等」という。)

り組む五つの実行宣言二〇二五」が採択 保険者等における先進的な取組を横展開 日本健康会議が発足し、自治体、企業、 を目的として、民間主導の活動体である された。 での数値目標を定めた「健康づくりに取 健康づくりを推進するため、令和七年ま タル技術等の活用に力点を置いた予防・ の結びつき、一人一人の健康管理、 二〇」が、令和三年には、コミュニティ めた「健康なまち・職場づくり宣言二〇 するため、令和二年までの数値目標を定 延伸とともに医療費の適正化を図ること また、平成二十七年には、健康寿命の デジ

### 四 · 五 略

## 保健事業の内容

重点的に参加を呼びかけるなどの工夫を行 め、特に参加率が低い被保険者については 険者が参加しやすいような環境づくりに努 業を実施するよう努めること。また、被保 うこと。 本的な考え方を踏まえ、本項に示す保健事 市町村及び組合は、第二の保健事業の基

るものであること。 以外でも、市町村又は組合独自の創意工夫 より良い保健事業を展開することを期待す により、健康増進及び疾病予防の観点から、 き保健事業を示すものであり、 なお、本指針は、今後重点的に実施すべ 以下の項目

### 四 · 五 略)

## 第三 保健事業の内容

市町村及び組合は、第二の保健事業の基

め、特に参加率が低い被保険者については険者が参加しやすいような環境づくりに努 重点的に参加を呼びかけるなどの工夫を行 業を実施するよう努めること。また、被保 本的な考え方を踏まえ、本項に示す保健事

るものであること。 より良い保健事業を展開することを期待す 以外でも、市町村又は組合独自の創意工夫 き保健事業を示すものであり、 により、健康増進及び疾病予防の観点から、 なお、本指針は、今後重点的に実施すべ 以下の項目

三 こうした中で、近年、特定健康診査の 実施や診療報酬明細書及び調剤報酬明細 評価等を行うための基盤の整備が進んで 被保険者の健康課題の分析、保健事業の の電子化の進展等により、市町村及び組 合が健康や医療に関する情報を活用して (以下「診療報酬明細書等」という。)

保険者等における先進的な取組を横展開 日本健康会議が発足し、自治体、企業、 を目的として、民間主導の活動体である めた「健康なまち・職場づくり宣言二〇 するため、令和二年までの数値目標を定 延伸とともに医療費の適正化を図ること 二〇」が採択されたところである。 また、平成二十七年には、健康寿命の

の啓発・普及や二次性骨折予防の取組を 進に加え、例えば、重複投薬・多剤投与 者の事業主健診データを活用した若年層 含むフレイル対策、四十歳未満の被保険 対策をはじめとした適正な医薬品の使用 生活習慣病の発症予防や重症化予防の推 踏まえて事業を選択することを前提に、 対策等の取組の実施に努めること。 被保険者の健康課題や属性の分析等を 社会情勢の変化等に対応した保健事業

等を活用した高齢者保健事業等に関する情 国保データベース(KDB)システム

市町村は、国保法第八十二条第五項に規

(号外第 182 号)

あって、国民健康保険団体連合会(国保法 条の三十二の五に規定するデータベースで 和三十三年厚生省令第五十三号)第三十二 らないこと。情報の授受に当たっては、K び広域連合は当該情報を提供しなければな る情報の提供を求めることができるととも 険者の医療、介護、特定健康診査等に関す 行うに当たって必要があると認めるとき 定する高齢者の心身の特性に応じた事業を 活用することができること。 等から提供を受けた情報と併せて一体的に 特定健康診査等に関する情報を他の市町村 **所管課が保有する被保険者の医療、介護、** 市町村は、当該市町村内の後期高齢者医療 ものをいう。)等を活用して行うこと。また、 団体連合会をいう。以下同じ。)が構成する 第四十五条第五項に規定する国民健康保険 に、当該情報の提供を求められた市町村及 **所管課、国民健康保険所管課及び介護保険** Bシステム(国民健康保険法施行規則(昭 他の市町村及び広域連合に対し、被保

木曜日

保健事業の実施計画(データヘルス計 の策定、実施及び評価

令和 **5** 年 **8** 月 **3** 1 日

情報を活用してPDCAサイクルに沿った れてきていること等を踏まえ、健康・医療 業の評価等を行うための基盤が近年整備さ 用した被保険者の健康課題の分析、保健事 市町村及び組合は、健康・医療情報を活

(新設)

等を活用した高齢者保健事業等に関する情 国保データベース(KDB)システム

的に活用することができること。 町村等から提供を受けた情報と併せて一体 保険所管課が保有する被保険者の医療、 医療所管課、国民健康保険所管課及び介護 た、市町村は、当該市町村内の後期高齢者 るものをいう。)等を活用して行うこと。ま あって、国民健康保険団体連合会が構成す 条の三十二の三に規定するデータベースで 和三十三年厚生省令第五十三号)第三十二 DBシステム (国民健康保険法施行規則 (昭 らないこと。情報の授受に当たっては、 び広域連合は当該情報を提供しなければな る情報の提供を求めることができるととも 険者の医療、介護、特定健康診査等に関す 定する高齢者の心身の特性に応じた事業を 行うに当たって必要があると認めるとき に、当該情報の提供を求められた市町村及 市町村は、国保法第八十二条第三項 特定健康診査等に関する情報を他の市 他の市町村及び広域連合に対し、被保 K 介

の策定、実施及び評価 保健事業の実施計画(データヘルス計

情報を活用してPDCAサイクルに沿った れてきていること等を踏まえ、健康・医療 業の評価等を行うための基盤が近年整備さ 用した被保険者の健康課題の分析、保健事 市町村及び組合は、健康・医療情報を活

> 実施及び評価を行うこと。 画」という。)を策定した上で、 ための保健事業の実施計画(以下 効果的かつ効率的な保健事業の実施を図る 保健事業の 「実施計

価に当たっては、次の事項に留意すること。 実施計画の策定、保健事業の実施及び評 実施計画の策定

等、更に詳細な分析を行うよう努めるこ 的な変化、他の市町村及び組合との比較 年齢階層別、疾病別の分析のほか、経年 把握し、分析すること。その際、性別、 療機関への受診状況、医療費の状況等を ごとに、生活習慣の状況、 を活用し、市町村又は組合、 康診査の結果、診療報酬明細書等情報等 実施計画の策定に当たっては、特定健 健康状態、医 被保険者等

用すること。 用いた住民の健康に関する各種指標も活 増進計画をいう。以下同じ。)の策定時に 進法第八条第二項に規定する市町村健康 これらの分析結果に基づき、直ちに取 その際、市町村健康増進計画(健康増

むべき健康課題等を明確にして、目標値 の設定を含めた事業内容の企画を行うこ り組むべき健康課題、中長期的に取り組

についても留意すること。 身体の健康のみならず、心の健康の維持 その考え方を参考にすること。その際、 康など、基本方針に示された各分野及び 養・睡眠、 具体的な事業内容の検討に当たって 栄養・食生活、 飲酒、喫煙及び歯・口腔の健 身体活動・運動、 休

決定すること に当たっては、解決すべき健康課題へのまた、保健事業の選択・優先順位付け ンス、地域特性、 財政上の制約、事業効果のエビデ 社会環境等を考慮して

当該方針等を踏まえて実施計画を策定す 当たっての方針等が示される場合には、 なお、都道府県から実施計画の策定に

> 画」という。)を策定した上で、保健事業の ための保健事業の実施計画(以下「実施計 効果的かつ効率的な保健事業の実施を図る 実施及び評価を行うこと。

価に当たっては、次の事項に留意すること。 実施計画の策定

実施計画の策定、保健事業の実施及び評

等、更に詳細な分析を行うよう努めるこ 的な変化、他の市町村及び組合との比較 把握し、分析すること。その際、性別、 療機関への受診状況、医療費の状況等を ごとに、生活習慣の状況、健康状態、医 を活用し、市町村又は組合、 康診査の結果、診療報酬明細書等情報等 その際、市町村健康増進計画(健康増 実施計画の策定に当たっては、特定健 疾病別の分析のほか、経年 被保険者等

の設定を含めた事業内容の企画を行うこ むべき健康課題等を明確にして、目標値 り組むべき健康課題、 用いた住民の健康に関する各種指標も活 増進計画をいう。以下同じ。)の策定時に 進法第八条第二項に規定する市町村健康 用すること。 これらの分析結果に基づき、直ちに取 中長期的に取り組

の健康のみならず、心の健康の維持につ 考え方を参考にすること。その際、身体 基本的な方針に示された各分野及びその 健康の増進の総合的な推進を図るための いても留意すること。 たっては、食生活、 また、具体的な事業内容の検討に当 喫煙、歯・口腔の健康など、国民の 、身体活動、 飲

三 . 四

略 略

実施体制の整備等

担当する他の関係部局又は国民健康保 もに、健康増進法、母子保健法等に基 め、保健事業の担当者を確保するとと ど実施体制の整備に努めること。 険団体連合会と連携及び協力を図るな づく当該地域における他の保健事業を 保健事業の積極的な推進を図るた

2 略)

三 · 四

(略)

五五

第六 事業運営上の留意事項 略

の者の割合

象者の減少率

特定保健指導による特定保健指導対

たって、特に次の事項に留意すること。 市町村及び組合は、保健事業の運営に当

図るなど実施体制の整備に努めるこ 項に規定する国民健康保険団体連合会 担当する他の関係部局又は国民健康保 もに、健康増進法、母子保健法等に基 をいう。以下同じ。)と連携及び協力を **険団体連合会(国保法第四十五条第五** づく当該地域における他の保健事業を め、保健事業の担当者を確保するとと 保健事業の積極的な推進を図るた

があること。

なお、評価指標の設定に当たっては、

診査等の受診率及びその結果、

医療費等

ル摂取量、喫煙の有無等をいう。)、健康 生活、日常生活における歩数、アルコー

事業の評価

三

事業の評価

生活、日常生活における歩数、アルコー うこと。なお、評価の際に用いることが があること。 診査等の受診率及びその結果、 ル摂取量、喫煙の有無等をいう。)、健康 可能な指標としては、生活習慣の状況(食 して、費用対効果の観点も考慮しつつ行 事業の評価は、健康・医療情報を活用 医療費等

可能な指標としては、生活習慣の状況(食 うこと。なお、評価の際に用いることが して、費用対効果の観点も考慮しつつ行

事業の評価は、健康・医療情報を活用

(新設) (新設) 指標等を踏まえて評価指標を設定するこ 府県から指標が示される場合には、当該 次の指標も参考にすること。また、都道

特定健康診査実施率 特定保健指導実施率

(新設)

(新設

ヘモグロビンA1cが八・○%以上

第六 事業運営上の留意事項 四 <u>·</u> 五 (略)

たって、特に次の事項に留意すること。 市町村及び組合は、保健事業の運営に当

実施体制の整備等

Ŧi. 委託事業者の活用 2 略

3 | 上で、共同事業を実施することも可能 究機関、健診機関等を含めた、複数の 小規模の市町村又は組合から成るコン ソーシアム(共同事業体)を構成した

個別の市町村又は組合で実施する事業 と比べて効果やメリットが期待される 被保険者の健康課題を共有した上で、 よう留意すること。

するリスクを民間事業者が負うこと あること。成果指標の改善状況に連動 よる保健事業を実施することも可能で 託契約方式(Pay For Suc 改善状況に連動する成果連動型民間委 事業者に支払う額等が当該成果指標の その事業により解決を目指す健康課題 等をして実施させる保健事業のうち、 効果的かつ効率的な保健事業の実施に cess)(以下「PFS」という。)に に対応した成果指標が設定され、民間 市町村又は組合が民間事業者に委託 事業の費用対効果がより高まり、

とに留意すること。 常の臨床研究と異なり未確立であるこ う際には、健康維持・増進が前提とな ることや、費用対効果の評価基準は通 ただし、 PFSによる保健事業を行

六 健康情報の継続的な管理

2 健康情報の提供の際の手続等につい 五十七号)、地方公共団体において同保護に関する法律(平成十五年法律第 合には、原則としてあらかじめ被保険 法第十二条第一項の趣旨を踏まえて制 者本人の同意を得るなど、個人情報の ては、当該情報を第三者に提供する場 定される条例等によること。

であること。 民間のヘルスケア事業者、大学、研

その際は、複数の市町村又は組合が、

つながることが期待される。

六 健康情報の継続的な管理

2 五十七号)、地方公共団体において同保護に関する法律(平成十五年法律第 合には、原則としてあらかじめ被保険 法第十一条第一項の趣旨を踏まえて制 者本人の同意を得るなど、個人情報の ては、当該情報を第三者に提供する場 健康情報の提供の際の手続等につい

定される条例等によること

(新設)

1 2 (新設)

五 委託事業者の活用

3

るとともに、異動先の市町村又は組合 動元の市町村又は組合が保存及び管理 対し勧奨すること。 に同情報を提供するように被保険者に している健康情報を被保険者に提供す 市町村又は組合を異動する際におい 被保険者が希望する場合には、異

して、被用者保険から国民健康保険に努めるとともに、被用者保険者と協力 周知を行うように努めること。 異動することが見込まれる者に対し 度の保健事業について周知を行うよう る被保険者に対し、後期高齢者医療制 さらに、 また、後期高齢者医療制度に異動す 国保法に基づく保健事業について 健康情報の継続的な管理に

第七・第八 簿を新たに発行するなど、必要に応じ 資するよう、既存の健康手帳等を活用 て工夫を行うこと。 健康診査の記録を綴じ込める記録 (略)

> 動元の市町村又は組合が保存及び管理 に同情報を提供するように被保険者に るとともに、異動先の市町村又は組合 している健康情報を被保険者に提供す て、被保険者が希望する場合には、異 対し勧奨すること。 市町村又は組合を異動する際におい

簿を新たに発行するなど、必要に応じ 資するよう、既存の健康手帳等を活用 て工夫を行うこと。 さらに、健康情報の継続的な管理に 健康診査の記録を綴じ込める記録

第七・第八 略

れている

実効性をもつ取組の推進を図ることとさ

人取り残さない健康づくりの展開とより 以下 |基本方針] という。)により、

(令和五年厚生労働省告示第二百七号。

誰一

第三条 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針(令和) 厚生労働省告示第百十二号) (高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針の一部改正) の一部を次の表のように改正する。 车

(傍線部分は改正部分)

高齢者保健事業に関するこれまでの制

本指針策定の背景と目的

指針(平成十六年厚生労働省告示第二百 という。)が平成十六年八月一日に施行さ 四十二号。以下「健康診査等実施指針」 施者に対する健康診査の実施等に関する 施行され、同法に基づく健康増進事業実 法律第百三号)が平成十五年五月一日に 推進するため、健康増進法(平成十四年 国民の健康づくりや疾病予防をさらに

律第八十号。以下「法」という。)が施行 療の確保に関する法律 平成二十年四月一日には、高齢者の医 (昭和五十七年法

> ばならないこととされた。 その他の被保険者の健康の保持増進のた う。)は、健康教育、健康相談、健康診査 合的な推進を図るための基本的な方針 令和六年度からは国民の健康の増進の総 防の更なる推進を図ることとされたが、 百三十号)により、 方針(平成二十四年厚生労働省告示第四 進の総合的な推進を図るための基本的な めに必要な事業を行うように努めなけれ 者医療広域連合(以下「広域連合」とい 十五条第一項の規定に基づき、後期高齢 平成二十五年度からは国民の健康の増 健康づくりや疾病予

らないこととされた。 必要な事業を行うように努めなければな 他の被保険者の健康の保持増進のために 被保険者の自助努力についての支援その 導並びに健康管理及び疾病の予防に係る 康教育、健康相談、健康診査及び保健指 連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健 康保険法等の一部を改正する法律(平成 な医療保険制度を構築するための国民健 二十七年法律第三十一号)により、 平成二十八年四月一日には、持続可能 広域

期間が長期にわたること等により、 る者が多くなると考えられる。 した日常生活を維持することが難しくな ともに、複数の疾患を有すること、 る中、加齢により心身機能が低下すると このため、高齢者ができる限り長く自 今後、高齢者の大幅な増加が見込まれ 治療

るための支援を行うことが必要である。 症化の予防及び心身機能の低下を防止す 立した日常生活を送ることができるよ 「生活習慣病等」という。)の発症や重 生活習慣病をはじめとする疾病(以

の一部が改正されるとともに、 されたことに伴い、健康診査等実施指針 法第百二 ばならないこととされた。 めに必要な事業を行うように努めなけれ その他の被保険者の健康の保持増進のた う。)は、健康教育、健康相談、健康診査 者医療広域連合(以下「広域連合」とい の一部が改正されるとともに、法第百二 されたことに伴い、健康診査等実施指針 十五条第一項の規定に基づき、後期高齢

進の総合的な推進を図るための基本的な平成二十五年度からは国民の健康の増 病予防の更なる推進を図ることとされ 百三十号)が適用され、 方針(平成二十四年厚生労働省告示第四 健康づくりや疾

らないこととされた。 他の被保険者の健康の保持増進のために 導並びに健康管理及び疾病の予防に係る 必要な事業を行うように努めなければな 被保険者の自助努力についての支援その 康教育、健康相談、健康診査及び保健指 連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健 康保険法等の一部を改正する法律(平成 二十七年法律第三十一号)により、広域 な医療保険制度を構築するための国民健 平成二十八年四月一日には、持続可能

した日常生活を維持することが難しくな 期間が長期にわたること等により、 る者が多くなると考えられる。 ともに、複数の疾患を有すること、治療 る中、加齢により心身機能が低下すると 今後、高齢者の大幅な増加が見込まれ

症化の予防及び心身機能の低下を防止す 立した日常生活を送ることができるよ るための支援を行うことが必要である。 このため、高齢者ができる限り長く自 「生活習慣病等」という。)の発症や重 生活習慣病をはじめとする疾病(以

### 第 高齢者保健事業に関するこれまでの制 本指針策定の背景と目的

正

後

改

木曜日

という。)が平成十六年八月一日に施行さ 四十二号。以下「健康診査等実施指針」 指針(平成十六年厚生労働省告示第二百 施者に対する健康診査の実施等に関する 施行され、同法に基づく健康増進事業実 法律第百三号)が平成十五年五月一日に 推進するため、健康増進法(平成十四年 国民の健康づくりや疾病予防をさらに

令和 **5** 年 **8** 月 **3** 1 日

療の確保に関する法律(昭和五十七年法 律第八十号。 平成二十年四月一日には、高齢者の医 以下 「法」という。)が施行

習慣を変えること自体困難な場合が多 生活が制約される場合には、周囲からの 者が支援することが重要である。また、 の課題となりやすいこと等から、個々の 傾向があること、健康面の不安が生活上 くないこと、健康状態の個人差が大きい る生活習慣病の予防効果は必ずしも大き 連携を図ることが必要である。 支援が得られるよう、地域の関係者との 心身機能の低下等により被保険者の日常 健康の保持増進の取組を広域連合等関係 被保険者が自らの健康状態に応じて行う その際、高齢者は長年続けてきた生活 若年者に比べ、生活習慣の改善によ

活の質の維持及び向上に大きく影響し、 るものである。 結果として医療費全体の適正化にも資す このような健康の保持増進に向けた取 個々の被保険者の生涯にわたる生

援その他の被保険者の健康の保持増進の 保健指導並びに健康管理及び疾病の予防 者の健康課題の分析、法第百二十五条第 康や医療に関する情報を活用して被保険 の電子化の進展等により、広域連合が健 ための基盤の整備が進んでいる。 齢者保健事業」という。)の評価等を行う ために必要な高齢者保健事業(以下「高 に係る被保険者の自助努力についての支 細書(以下「診療報酬明細書等」という。) 項に規定する高齢者の心身の特性に応 健康教育、健康相談、健康診査及び 診療報酬明細書及び調剤報酬明

康なまち・職場づくり宣言二〇二〇」 等における先進的な取組を横展開するた 康会議が発足し、自治体、企業、保険者 として、民間主導の活動体である日本健 ともに医療費の適正化を図ることを目的 平成二十七年には、健康寿命の延伸と 令和二年までの数値目標を定めた「健 令和三年には、 コミュニティの結び

> 連携を図ることが必要である。 支援が得られるよう、地域の関係者との 生活が制約される場合には、周囲からの 心身機能の低下等により被保険者の日常 者が支援することが重要である。また、 健康の保持増進の取組を広域連合等関係 被保険者が自らの健康状態に応じて行う の課題となりやすいこと等から、個々の 傾向があること、健康面の不安が生活上 くないこと、健康状態の個人差が大きい る生活習慣病の予防効果は必ずしも大き 習慣を変えること自体困難な場合が多 その際、高齢者は長年続けてきた生活 若年者に比べ、生活習慣の改善によ

活の質の維持及び向上に大きく影響し、 結果として医療費全体の適正化にも資す るものである。 は、個々の被保険者の生涯にわたる生このような健康の保持増進に向けた取

ための基盤の整備が進んでいる。 齢者保健事業」という。)の評価等を行う ために必要な高齢者保健事業(以下 援その他の被保険者の健康の保持増進の に係る被保険者の自助努力についての支 保健指導並びに健康管理及び疾病の予防 じ、健康教育、健康相談、健康診査及び 者の健康課題の分析、法第百二十五条第 康や医療に関する情報を活用して被保険 の電子化の進展等により、広域連合が健 細書(以下「診療報酬明細書等」という。) 項に規定する高齢者の心身の特性に応 診療報酬明細書及び調剤報酬明 高

康会議が発足し、自治体、企業、 採択されたところである 康なまち・職場づくり宣言二〇二〇」 等における先進的な取組を横展開するた として、民間主導の活動体である日本健 ともに医療費の適正化を図ることを目的 平成二十七年には、健康寿命の延伸と 一令和二年までの数値目標を定めた が

> 二 高齢者保健事業と介護予防の一体的な 術等の活用に力点を置いた予防・健康づ 五つの実行宣言二〇二五」が採択された。 値目標を定めた「健康づくりに取り組む くりを推進するため、令和七年までの数 つき、 一人一人の健康管理、デジタル技

複数の疾患の罹患に加え、要介護状態に 者一人一人に対する、きめ細かな高齢者 ことができる社会としていくため、高齢 を行うことが必要となる。 を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者 齢者の身体的、精神的及び社会的な特性 事業と介護予防の実施に当たっては、高 やすい傾向にある。そこで、 脆弱性といった多様な課題と不安を抱え みならず、精神的、心理的又は社会的な 至る前段階であっても身体的な脆弱性の 益々高まっている。高齢者については、 保健事業と介護予防の実施の重要性は 増進を図り、できる限り健やかに過ごす 人一人の状況に応じたきめ細かな対応 人生百年時代を見据え、高齢者の健康 高齢者保健

業が、これまで適切に継続されてこな を行っている事例も見られるが、 委託等を行うことで重症化予防等の取組 合の中には、 かったといった課題が見られる。広域連 保険保健事業」という。)と高齢者保健事 身の特性に応じた事業(以下「国民健康 項に規定する七十四歳までの高齢者の心 三年法律第百九十二号)第八十二条第五 こととなり、国民健康保険法(昭和三十 含む。以下同じ。)等から広域連合に移る の実施主体についても市町村(特別区を されている。この結果、高齢者保健事業 者医療制度の被保険者に異動することと いた国民健康保険制度等から、 十五歳に到達すると、それまで加入して 我が国の医療保険制度においては、七 健康診査のみの実施となっている 市町村に高齢者保健事業の 後期高齢

高齢者保健事業と介護予防の一体的な

事業と介護予防の実施に当たっては、高 脆弱性といった多様な課題と不安を抱え みならず、精神的、心理的又は社会的な 至る前段階であっても身体的な脆弱性の ことができる社会としていくため、高齢 増進を図り、できる限り健やかに過ごす 応を行うことが必要となる。 を踏まえ、効果的かつ効率的で、高齢者 齢者の身体的、精神的及び社会的な特性 やすい傾向にある。そこで、 複数の疾患の罹患に加え、要介護状態に 益々高まっている。高齢者については、 者保健事業と介護予防の実施の重要性は 人ひとりの状況に応じたきめ細かな対 我が国の医療保険制度においては、 人生百年時代を見据え、高齢者の健康 一人ひとりに対する、きめ細かな高齢 高齢者保健 後期高齢

を行っている事例も見られるが、多くの 業が、これまで適切に継続されてこな 身の特性に応じた事業(以下「国民健康 項に規定する七十四歳までの高齢者の心 の実施主体についても市町村(特別区を 委託等を行うことで重症化予防等の取組 合の中には、 かったといった課題が見られる。広域連 保険保健事業」という。)と高齢者保健事 三年法律第百九十二号)第八十二条第三 こととなり、国民健康保険法(昭和三十 含む。以下同じ。)等から広域連合に移る されている。この結果、高齢者保健事業 者医療制度の被保険者に異動することと いた国民健康保険制度等から、 十五歳に到達すると、それまで加入して 健康診査のみの実施となっている 市町村に高齢者保健事業の

(号外第 182 号)

状況にある。また、高齢者は、疾病予防

的に対応できていないという課題もあ 組は市町村が主体となって実施している 合が主体となって実施し、介護予防の取 有しているが、高齢者保健事業は広域連 と生活機能維持の両面にわたるニーズを ため、健康状況や生活機能の課題に一体

国民健康保険保健事業及び介護予防の取 ついては、広域連合は、市町村と連携し、 者保健事業を進めるため、個々の事業に 者の心身の特性に応じてきめ細かな高齢 民健康保険保健事業及び介護予防につい 険及び介護保険の保険者であるため、 ビスを提供することができ、 民に身近な立場からきめ細かな住民サー 組と一体的に実施する必要がある。 ても知見を有していること等から、高齢 こうした課題について、市町村は、 国民健康保 国

円滑にするための規定等を整備すること 険者の医療、 町村の役割等を法令上明確に規定すると の取組等と一体的に実施する枠組みを構 健事業や介護保険制度における介護予防 いては、市町村が広域連合からの委託に る法律(令和元年法律第九号。以下「改 図るための健康保険法等の一部を改正す 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を を推進するための体制整備等を規定した としたものである。 ついて広域連合と市町村の間での提供を ともに、これらの事業の基盤となる被保 築するため、高齢者保健事業における市 基づき高齢者保健事業を国民健康保険保 正法」という。)が成立した。 改正法にお 体的な実施(以下「一体的実施」という。) となって高齢者保健事業と介護予防の一 こうした状況を踏まえ、市町村が中心 、健康診査等の情報に

木曜日

### 本指針の目的

令和 **5** 年 **8** 月 **3** 1 日

症や重症化の予防及び心身機能の低下の めぐる動向を踏まえ、生活習慣病等の発 本指針は、これらの高齢者保健事業を

> 的に対応できていないという課題もあ 組は市町村が主体となって実施している 合が主体となって実施し、介護予防の取有しているが、高齢者保健事業は広域連 状況にある。また、高齢者は、疾病予防 ため、健康状況や生活機能の課題に一体 と生活機能維持の両面にわたるニーズを

国民健康保険保健事業及び介護予防の取 民に身近な立場からきめ細かな住民サー 組と一体的に実施する必要がある。 ついては、広域連合は、市町村と連携し、 者保健事業を進めるため、個々の事業に 者の心身の特性に応じてきめ細かな高齢 ても知見を有していること等から、高齢 民健康保険保健事業及び介護予防につい 険及び介護保険の保険者であるため、 ビスを提供することができ、国民健康保 こうした課題について、市町村は、 国

町村の役割等を法令上明確に規定すると 正法」という。)が成立した。改正法におる法律(令和元年法律第九号。以下「改 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を としたものである。 円滑にするための規定等を整備すること ついて広域連合と市町村の間での提供を 険者の医療、介護、健康診査等の情報に ともに、これらの事業の基盤となる被保 築するため、高齢者保健事業における市 の取組等と一体的に実施する枠組みを構 健事業や介護保険制度における介護予防 基づき高齢者保健事業を国民健康保険保 いては、市町村が広域連合からの委託に 図るための健康保険法等の一部を改正す を推進するための体制整備等を規定した 体的な実施(以下「一体的実施」という。) となって高齢者保健事業と介護予防の一 こうした状況を踏まえ、市町村が中心

### 本指針の目的

症や重症化の予防及び心身機能の低下の めぐる動向を踏まえ、生活習慣病等の発 本指針は、これらの高齢者保健事業を

> 村と協力しつつ、被保険者の特性を踏ま 域連合がその支援の中心となって、市町 を展開することを目指すものである。 えた効果的かつ効率的な高齢者保健事業 康の保持増進に向けた取組について、広 防止を図るための被保険者の自主的な健

国民健康保険法に基づく保健事業の実施 者保健事業の効果的かつ効率的な実施に たれたものでなければならないとされて 厚生労働省告示第五十七号)と調和が保 保するための基本的な指針(平成三十年 険事業に係る保険給付の円滑な実施を確 九年法律第百二十三号)に基づく介護保 告示第三百七号)及び介護保険法(平成 等に関する指針(平成十六年厚生労働省 の規定に基づき、健康診査等実施指針、 のとする。また、本指針は、同条第八項 けて配慮すべき事項について規定するも 保健事業の効果的かつ効率的な実施に向 との連携に関する事項及びその他高齢者 広域連合と地域の関係機関及び関係団体 事業の効果的かつ効率的な実施に向けた 町村との連携に関する事項、高齢者保健 かつ効率的な実施に向けた広域連合と市 に関する事項、高齢者保健事業の効果的 向けた広域連合及び市町村に対する支援 び市町村が行う取組に関する事項、高齢 的かつ効率的な実施に向けて広域連合及 する基本的事項、高齢者保健事業の効果 第七項各号に掲げる高齢者保健事業に関 適切かつ有効な実施を図るために、同条 六項の規定に基づき、高齢者保健事業の 本指針においては、法第百二十五条第

る 的な推進が図られるよう努めるものとす 施指針に基づき、高齢者保健事業の積極 業の実施者は、本指針及び健康診査等実 広域連合をはじめとする高齢者保健事

を展開することを目指すものである。 えた効果的かつ効率的な高齢者保健事業 村と協力しつつ、被保険者の特性を踏ま 域連合がその支援の中心となって、市町 康の保持増進に向けた取組について、広 防止を図るための被保険者の自主的な健

働省告示第五十七号)と調和が保たれた 律第百二十三号)に基づく介護保険事業 慮すべき事項について規定するものとす 業の効果的かつ効率的な実施に向けて配 の連携に関する事項その他高齢者保健事 域連合と地域の関係機関及び関係団体と 業の効果的かつ効率的な実施に向けた広 村との連携に関する事項、高齢者保健事 関する事項、高齢者保健事業の効果的か けた広域連合及び市町村に対する支援に 保健事業の効果的かつ効率的な実施に向 市町村が行う取組に関する事項、高齢者 かつ効率的な実施に向けて広域連合及び る基本的事項、高齢者保健事業の効果的 第七項に規定する高齢者保健事業に関す 適切かつ有効な実施を図るために、同条 ものでなければならないとされている。 に係る保険給付の円滑な実施を確保する 三百七号)及び介護保険法(平成九年法 する指針(平成十六年厚生労働省告示第 康保険法に基づく保健事業の実施等に関 る。また、本指針は、同条第八項の規定 ための基本的な指針(平成三十年厚生労 に基づき、健康診査等実施指針、国民健 つ効率的な実施に向けた広域連合と市町 六項の規定に基づき、高齢者保健事業の 本指針においては、 法第百二十五条第

的な推進が図られるよう努めるものとす 業の実施者は、 施指針に基づき、高齢者保健事業の積極 広域連合をはじめとする高齢者保健事 本指針及び健康診査等実

町村において一体的実施を推進するた

広域計画に基づいて委託を受けた市

め、次に掲げる医療専門職を配置する

第二 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な 実施に関する基本事項

高齢者保健事業と介護予防の一体的な

### 略)

2 一体的実施を推進するに当たって めなければならないこと。 の七第一項に規定する広域計画(以下 項の規定に基づき、当該広域連合に加 は、広域連合は、法第百二十五条第四 二年法律第六十七号)第二百九十一条 に関する事項を地方自治法(昭和二十 いう。)との協議の上、市町村との連携 入する市町村(以下「構成市町村」と 「広域計画」という。) に定めるよう努

ことが重要であること。

官

系的に構成したものをいう。)であっ データベース(情報の集合物であっ ビスに関する情報をいう。)に係る する情報並びに介護保険法の規定に 民健康保険法の規定による療養に関 及び特定保健指導に関する記録、国 導に関する記録並びに特定健康診査 する情報並びに健康診査及び保健指 報等(当該被保険者に係る療養に関 険者に係る医療及び介護に関する情 百十二条の四第一号に規定する被保 確保に関する法律施行規則(平成十 いて検索することができるように体 て、それらの情報を電子計算機を用 よる保健医療サービス及び福祉サー 九年厚生労働省令第百二十九号)第| KDBシステム(高齢者の医療の 国民健康保険法第四十五条第五

第二 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な 実施に関する基本事項

高齢者保健事業と介護予防の一体的な

2 一体的実施を推進するに当たって ければならないこと。 域計画」という。)に定めるよう努めな 第三項に規定する広域計画(以下 項の規定に基づき、当該広域連合に加 は、広域連合は、法第百二十五条第四 に関する事項を地方自治法(昭和二十 いう。)との協議の上、市町村との連携 入する市町村(以下「構成市町村」と 一年法律第六十七号) 第二百八十四条

町村において一体的実施を推進するた5 広域計画に基づいて委託を受けた市 ことが重要であること。 め、次に掲げる医療専門職を配置する

の情報を電子計算機を用いて検索す 険法の規定による療養に関する情報 保健指導に関する記録、国民健康保 九年厚生労働省令第百二十九号)第一確保に関する法律施行規則(平成十 康保険法第四十五条第五項に規定す したものをいう。)であって、国民健 ることができるように体系的に構成 ス(情報の集合物であって、それら する情報をいう。)に係るデータベー 医療サービス及び福祉サービスに関 並びに介護保険法の規定による保健 る記録並びに特定健康診査及び特定 並びに健康診査及び保健指導に関す る医療及び介護に関する情報等(当 百十二条の四における被保険者に係 該被保険者に係る療養に関する情報 KDBシステム(高齢者の医療の

### 三丘五五 (略) (略)

第三 高齢者保健事業の内容

の項目以外でも、広域連合及び市町村独自 き高齢者保健事業を示すものであり、以下 加率が低い被保険者については重点的に参 しやすいような環境づくりに努め、特に参 るよう努めること。また、被保険者が参加 まえ、本項に示す高齢者保健事業を実施す かつ効率的な実施に関する基本的事項を踏 市町村は、第二の高齢者保健事業の効果的 加を呼び掛けるなどの工夫を行うこと。 広域連合及び広域連合から委託を受けた なお、本指針は、今後重点的に実施すべ

ことを期待するものであること。

から、より良い高齢者保健事業を展開する の創意工夫により、健康の保持増進の観点

健康診査後の結果の通知及び分析 と。また、広域連合以外の者が健康診 の健康水準の把握及び評価を行うこ する者の把握をはじめとして、対象者 に、治療を要する者及び保健指導を要 に行うため、結果の把握に努めること。 査を行う場合でも、事後の指導を有効 健康診査を行った場合には、速やか

び通いの場等への積極的関与を行う 分析の結果に基づくアウトリーチを 齢者の健康課題の把握並びにデータ タ分析による地域の健康課題及び高 おける医療、介護、健康診査等のデー 主体とした高齢者への個別的支援及

構成するものをいう。以下同じ。)に 会(以下「国保連合会」という。)が 項に規定する国民健康保険団体連合

をいう。以下同じ。)における医療、 保連合会」という。)が構成するもの る国民健康保険団体連合会(以下「国

等地域を担当する医療専門職

当する医療専門職

等への積極的関与を行う等地域を担 高齢者への個別的支援及び通いの場 に基づくアウトリーチを主体とした 課題の把握並びにデータ分析の結果 る地域の健康課題及び高齢者の健康 介護、健康診査等のデータ分析によ

# 第三 高齢者保健事業の内容

まえ、本項に示す高齢者保健事業を実施す かつ効率的な実施に関する基本的事項を踏 市町村は、第二の高齢者保健事業の効果的 加を呼び掛けるなどの工夫を行うこと。 加率が低い被保険者については重点的に参 るよう努めること。また、被保険者が参加 しやすいような環境づくりに努め、特に参 広域連合及び広域連合から委託を受けた

の創意工夫により、健康の保持増進の観点 から、より良い高齢者保健事業を展開する の項目以外でも、広域連合及び市町村独自 き高齢者保健事業を示すものであり、以下 ことを期待するものであること。 なお、本指針は、今後重点的に実施すべ

健康診査後の結果の通知及び分析

握に努めること。 査を行う場合でも、事後の指導を有効 の健康水準の把握及び評価を行うこ する者の把握をはじめとして、対象者 に、治療を要する者及び保健指導を要 に行うため、 健康診査を行った場合には、速やか また、広域連合以外の者が健康診 必要な範囲で

三~八

2 •

2 •

(新設)

九 の啓発・普及や二次性骨折予防の取組を 進に加え、例えば、重複投薬・多剤投与 生活習慣病等の発症や重症化の予防の推 踏まえて事業を選択することを前提に、 ること 含むフレイル対策等の取組の実施に努め 対策をはじめとした適正な医薬品の使用 被保険者の健康課題や属性の分析等を 社会情勢の変化等に対応した保健事業

ルス計画)の策定、実施及び評価 実施及び評価に当たっては、 を図るための医療・健診等に関する情報を 効果的かつ効率的な高齢者保健事業の実施 情報を活用してPDCAサイクルに沿った れてきていること等を踏まえ、健康・医療 業の評価等を行うための基盤が近年整備さ 齢者保健事業の実施及び評価を行うこと。 活用した高齢者保健事業の実施計画(以下 被保険者の健康課題の分析や高齢者保健事 「実施計画」という。)を策定した上で、高 実施計画の策定並びに高齢者保健事業の 広域連合は、健康・医療情報を活用した 高齢者保健事業の実施計画(データへ 次の事項に留

実施計画の策定

意すること。

康に関する各種指標も活用すること。 健康増進計画の策定時に用いた住民の健 康増進法第八条第二項に規定する市町村 更に詳細な分析を行うよう努めること。 な変化、広域連合内の地域間の比較等、 齢階層別、疾病別の分析のほか、経年的 握し、分析すること。その際、性別、年 機関への受診状況、医療費の状況等を把 とに、生活習慣の状況、健康状態、医療 査の結果、診療報酬明細書等情報等を活 その際、都道府県健康増進計画及び健 実施計画の策定に当たっては、健康診 広域連合、市町村、被保険者等ご

(略)

ルス計画)の策定、実施及び評価 広域連合は、健康・医療情報を活用した 高齢者保健事業の実施計画(データへ

実施及び評価に当たっては、次の事項に留 齢者保健事業の実施及び評価を行うこと。 を図るための医療・健診等に関する情報を 効果的かつ効率的な高齢者保健事業の実施 情報を活用してPDCAサイクルに沿った れてきていること等を踏まえ、健康・医療 業の評価等を行うための基盤が近年整備さ 被保険者の健康課題の分析や高齢者保健事 活用した高齢者保健事業の実施計画(以下 意すること。 「実施計画」という。)を策定した上で、高 実施計画の策定並びに高齢者保健事業の

実施計画の策定

査の結果、診療報酬明細書等情報等を活 健康増進計画の策定時に用いた住民の健 康増進法第八条第二項に規定する市町村 更に詳細な分析を行うよう努めること。 な変化、広域連合内の地域間の比較等、 齢階層別、疾病別の分析のほか、経年的 握し、分析すること。その際、性別、 機関への受診状況、医療費の状況等を把 とに、生活習慣の状況、健康状態、医療 その際、都道府県健康増進計画及び健 実施計画の策定に当たっては、健康診 広域連合、市町村、被保険者等ご 年

> 養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健 についても留意すること。 身体の健康のみならず、心の健康の維持 その考え方を参考にすること。その際、 康など、基本方針に示された各分野及び 栄養・食生活、身体活動・運動、 休

決定すること。 対応、財政上の制約、事業効果のエビデ に当たっては、解決すべき健康課題への ンス、地域特性 また、保健事業の選択・優先順位付け 社会環境等を考慮して

事業の評価

標を設定して差し支えない 設定するほか、各広域連合独自の評価指 の総合的な評価指標(共通評価指標)を うこと。なお、評価の際に用いる指標に して、費用対効果の観点も考慮しつつ行 事業の評価は、健康・医療情報を活用 いては、全国の広域連合において、次

健康診查受診率

構成市町村数に占める割合 歯科健診実施市町村数及び当該数が

(新設)

(新設)

村数及び当該数が構成市町村数に占め に基づく保健事業を実施している市町 質問票を活用したハイリスク者把握

イリスクアプローチ)の実施市町村数 次に掲げる者に対する保健事業(ハ

低栄養の状態にある者

係る指導等を必要とする者 服薬(重複投薬・多剤投与等)に 口腔機能の低下のおそれのある者

防)に係る指導等を必要とする者 シンドロームを含む。5の四及び国 等のフレイルをいい、ロコモティブ において同じ。)の状態にある者 重症化予防(糖尿病性腎症等の予 身体的フレイル(運動機能の低下

健康状態が不明な者

の設定を含めた事業内容の企画を行うこ

の設定を含めた事業内容の企画を行うこ

むべき健康課題等を明確にして、目標値 り組むべき健康課題、中長期的に取り組 康に関する各種指標も活用すること。

これらの分析結果に基づき、直ちに取

むべき健康課題等を明確にして、目標値 り組むべき健康課題、中長期的に取り組

これらの分析結果に基づき、直ちに取

具体的な事業内容の検討に当たって 健康のみならず、心の健康の維持につい え方を参考にすること。その際、身体の 康の増進の総合的な推進を図るための基 酒、喫煙、歯、口腔の健康等、国民の健 本的な方針に示された各分野及びその考 たっては、食生活、身体活動、 また、具体的な事業内容の検討に当

休養、飲

ても留意すること。

事業の評価

重、食生活、

うこと。なお、評価の際に用いることがして、費用対効果の観点も考慮しつつ行 等をいう。)、 可能な指標としては、生活習慣の状況(体 及びその結果、 (新設) 事業の評価は、健康・医療情報を活用 健康診査等における受診率 日常生活における身体活動 医療費等があること

(新設)

健康情報の継続的な管理

広域連合及び広域連合から委託を受

域連合及び市町村は、個人情報の保護 担当者に対する周知徹底等も含め、

に関する法律(平成十五年法律第五十

たっては、KDBシステム等を活用し ければならないこと。情報の授受に当 連合及び市町村は当該情報を提供しな

て行うこと。情報の授受に当たっては、

保険者数に占める割合 けるハイリスク者数が各広域連合の被 次に掲げる者に対する保健事業にお

- 低栄養の状態にある者
- に係る指導等を必要とする者 服薬 (多剤投与又は睡眠薬投与) 口腔機能の低下のおそれのある者

重症化予防に係る指導等を必要と 身体的フレイルの状態にある者

の状態にある者又は腎機能が低下 疾患を有し、かつ、身体的フレイル 糖尿病等の治療を中断した者、基礎 する者(血糖等管理が不十分な者、 かつ、 医療機関を受診していな

### 平均自立期間 健康状態が不明な者

第六 事業運営上の留意事項 略)

第六 事業運営上の留意事項

の運営に当たって、特に次の事項に留意す

広域連合及び市町村は、高齢者保健事業

四 五

略)

の運営に当たって、特に次の事項に留意す ること。 広域連合及び市町村は、高齢者保健事業

### 一 5 匹

健康情報の継続的な管理

ること。

2 の提供を求めることができるととも 医療、介護、健康診査等に関する情報 必要があると認めるときは、他の広域 的かつ効率的な実施を図る観点から、 規定に基づき、高齢者保健事業の効果 けた市町村は、法第百二十五条の三の 域連合及び市町村は、個人情報の保護 担当者に対する周知徹底等も含め、 たっては、KDBシステム等を活用し ければならないこと。情報の授受に当 連合及び市町村は当該情報を提供しな に、当該情報の提供を求められた広域 連合や他の市町村に対し、被保険者の て行うこと。情報の授受に当たっては、 広域連合及び広域連合から委託を受 広

際の手続等については、原則としてあ

らかじめ被保険者の同意を得る等、個

団体において同法第十二条第一項の趣

**人情報の保護に関する法律、地方公共** 

旨を踏まえて制定される条例等による

の提供を求めることができるととも 医療、介護、健康診査等に関する情報 連合や他の市町村に対し、被保険者の 必要があると認めるときは、他の広域 的かつ効率的な実施を図る観点から、 規定に基づき、高齢者保健事業の効果 けた市町村は、法第百二十五条の三の

に、当該情報の提供を求められた広域

うにすることが重要であること。 間で取扱いに差が生ずることのないよ 広域連合から委託を受けた市町村との う必要があること。また、広域連合と れる条例等を遵守し、厳正な管理を行 十二条第一項の趣旨を踏まえて制定さ 七号)、地方公共団体において同法第

者保健事業の実施に必要な範囲内にお 当該関係機関等に対し、委託した高齢 ができること。広域連合又は市町村は、 団体に対し、その実施を委託すること 事業を適切かつ確実に実施することが 五条の四第一項及び第二項の規定に基 いて、被保険者の医療、 できると認められる関係機関又は関係 づき、高齢者保健事業の一部について、 査等の情報を提供することができるこ 広域連合及び市町村は、法第百二十 介護、健康診

第一項に基づき、罰則が科されること。 基づき秘密保持義務が課されるととも 者には、法第百二十五条の四第三項に の役員若しくは職員又は職員であった と。加えて、委託を受けた関係機関等 業を実施するために必要な範囲を超え 関係機関等において、委託を受けた事 係機関等が個人情報を適切に管理し、 た個人情報の提供は認められないこ とが重要であること。また、これらの 適正な目的で使用するよう監督するこ に、漏洩した場合には法第百六十七条 その他第三者に健康情報を提供する 当該広域連合又は市町村は、当該関

> うにすることが重要であること。 間で取扱いに差が生ずることのないよ う必要があること。また、広域連合と れる条例等を遵守し、厳正な管理を行 十一条第一項の趣旨を踏まえて制定さ 広域連合から委託を受けた市町村との 七号)、地方公共団体において同法第

者保健事業の実施に必要な範囲内にお 当該関係機関等に対し、委託した高齢 ができること。広域連合又は市町村は、 団体に対し、その実施を委託すること 事業を適切かつ確実に実施することが 五条の四第一項及び第二項の規定に基 査等の情報を提供することができるこ いて、被保険者の医療、介護、健康診 できると認められる関係機関又は関係 づき、高齢者保健事業の一部について、 広域連合及び市町村は、法第百二十

に基づき、罰則が科されること。 基づき秘密保持義務が課されるととも 者には、法第百二十五条の四第三項に の役員若しくは職員又は職員であった と。加えて、委託を受けた関係機関等 に、漏洩した場合には法第百六十七条 た個人情報の提供は認められないこ 業を実施するために必要な範囲を超え 関係機関等において、委託を受けた事 とが重要であること。また、これらの 適正な目的で使用するよう監督するこ 係機関等が個人情報を適切に管理し、 当該広域連合又は市町村は、当該関

らかじめ被保険者の同意を得る等、 際の手続等については、原則としてあ 旨を踏まえて制定される条例等による 団体において同法第十一条第一項の趣 **人情報の保護に関する法律、地方公共** その他第三者に健康情報を提供する 個

令和五年九月一日から適用する。

に関する法律(平成十五年法律第五十 この告示は、 則